

返戻金制度に関する規程

事業主名	株式会社真駿
事業所名	株式会社真駿
許可番号	47-ユ-300311
職業紹介責任者	諸見里 透

第 1 条（目的）

本規程は、当社の職業紹介により採用された者が一定期間内に退職等した場合における紹介手数料の返戻について定める。

第 2 条（返戻の対象）

当社が求人者に紹介した採用決定者が、入社日から 90 日以内に自己都合により退職し、又は懲戒解雇された場合、当社は求人者から受領した紹介手数料を、雇用期間に応じて次条のとおり返還する。

第 3 条（返戻割合）

返戻割合は次のとおりとする。

退職等の時期	紹介手数料の返戻割合
入社日から 7 日以内	100%
入社日から 30 日以内	80%
入社日から 60 日以内	50%
入社日から 90 日以内	30%

第 4 条（返戻の適用除外）

前条にかかわらず、求人者の責めによる解雇、求人者に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他求人者と当社が協議の上、当社の免責が合理的と判断される事由の場合は、返戻の適用を除外する。

2 本規程によるほか、紹介手数料の返還又は減額は行わない。ただし、求人者と当社が申込書等により別途合意した場合は、その合意内容を適用する。

第 5 条（紹介手数料支払前の退職等）

返戻の対象となる退職等が、求人者による紹介手数料の支払前に発生した場合であっても、求人者の紹介手数料支払債務は消滅せず、支払後に本規程に基づき返戻を行う。

第 6 条（入社前の内定辞退）

採用決定者が入社日までに内定を辞退した場合、当社は紹介手数料の請求を行わない。

第 7 条（再雇用）

返戻を受けた採用決定者を、退職後 6 か月以内に求人者が再雇用した場合は、雇用が継続していたものとみなし、求人者は返戻を受けた金額に相当する額を当社に対して支払うものとする。

第 8 条（個別合意）

求人者と当社との間で、本規程と異なる条件を申込書その他の書面により別途合意した場合は、その合意内容を優先する。

以上